

ペイオフをめぐる最近の動き

要約

2002年4月以降のペイオフ凍結解除に向け、利用者の動向や金融機関の対応策が注目されている。国内銀行における個人預金の動向をみると、1999年9月から翌年3月頃にかけて大口預金が増え悩む傾向がみられた。一方、地方公共団体のペイオフ対策は検討が始まった段階であるが、本格的な取り組みが開始されると、一口座当たりの資金量も大きいため個別金融機関の資金動向に大きな影響を与える可能性もあろう。

ペイオフ凍結解除のスケジュール

金融機関が破綻した場合に、預貯金の払い戻し保証額を限定する「ペイオフ」の凍結解除は、二段階で進められる予定である。2002年3月までは、預金は全額保護されるが、2002年4月以降は定期性預金、2003年4月以降は流動性預金の全額保護が解除され、一つの金融機関で預金者一人当たり元本1千万円とその利息のみの保護となる（第1図）。

例えば、普通預金300万円と定期預金1,500万円を同一金融機関に預けている場合、2002年4月から2003年3月までは、普通預金の全額300万円とその利息、定期預金1,500万円のうち1,000万円とその利息が保護の対象となる。2003

年4月以降は、普通預金と定期預金の元本合計1千万円、つまり普通預金300万円とその利息、定期預金700万円とその利息が保護の対象となる。保護対象に組み入れられる順は、流動性預金、定期性預金の満期が早いもの、満期日が同じ場合は金利が低いものとなる。元本1千万円とその利息を超える分については、破綻金融機関の財産の状況に応じて預金者に支払われる。

注意を要するのは、金融機関が破綻すると、即ペイオフが実施されるわけではないことである。処理策としては、受け皿金融機関を探し営業譲渡する方式が中心となり、ペイオフが実施されるのは受け皿が見つからない場合である。

個人預金者の動向

ペイオフについては、数年前から報道され、利用者の関心も高まっている。ペイオフの凍結が解除されることについて、98年12月に行われた調査では「知っている」と回答した人の割合は57.7%であったが、1年後の99年12月には73.2%に上昇した（注）。

業態別に個人預金の構成をみると、2001年3月現在、都銀では35.0%、地銀23.8%、第二地銀24.1%、信金18.9%を、1千万円を超える大口預金に占める（第2図）。

ここ数年の大口預金の動向をみると、99年9月

第1図 ペイオフ凍結解除のスケジュール

	2002年3月末まで	2002年4月～2003年3月末まで	2003年4月以降
付保対象預金等	定期性預金等 定期預金・定期積金・貸付信託・金融債(一部)等	全額保護	合算して元本1,000万円までとその利息等(注)
	流動性預金 当座預金・普通預金等	全額保護	
	付保対象外の預金等 外貨預金、譲渡性預金、ヒット等	全額保護	破綻金融機関の清算配当に応じて支払

資料 リージョナル・バンキング2001年4月
「1年後に迫った地域金融機関のペイオフ対策」

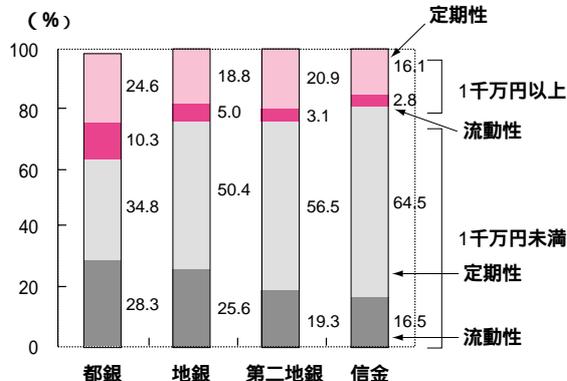
(注) 1,000万円を超える元本との利息等については、破綻金融機関の清算配当に応じて支払い。

から翌年の3月頃にかけて、各業態とも大口預金の前年比増加額は縮小し、第二地銀、信金ではマイナス、都銀はほぼ0となった(第3図)。その内訳をみると、同時期には定期性が前年比マイナスとなる一方、流動性預金残高の前年比増加額が拡大した。低金利下で個人の流動性選好が高まっていることが、大口預金の動きにも反映され、流動性の大口預金の増加につながったとみられる。大口預金全体の伸び悩みについては、一部で分散化が進められた可能性もあるが、銀行における投信の窓販残高も増加しており(詳しくは本誌「最近の」A資金動向)(12頁~15頁)参照)一部は預金以外の金融商品の利用に回されたとも考えられる。

上述の統計からは、同業態の金融機関相互の資金の動きについては把握することはできない。しかし、新聞報道によれば、格付けの高い金融機関では3千万円以上の口座数がここ数年大きく増加しているとされる。格付け等の情報に基づき、大口預金者が個別の金融機関を選別しているものとみられる。

(注)日本経済新聞社が首都圏の5千人を対象に行ったアンケート。毎年11月~12月に実施。98年、99年にアンケートが実施された時には、ペイオフの凍結解除は2001年4月に予定されていた。

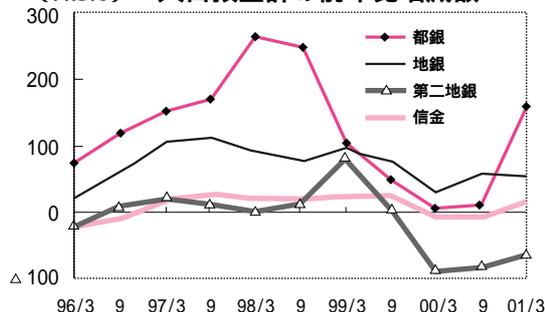
第2図 個人預貯金の構成(2001年3月末)



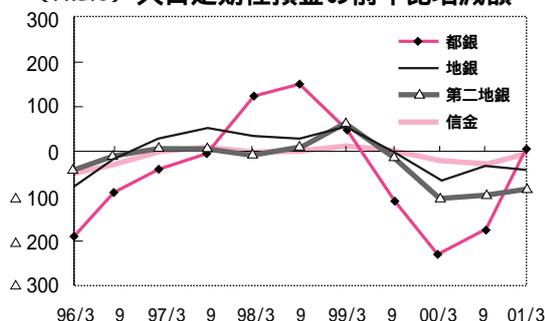
資料 日銀「金融経済統計月報」 以下の図表も同じ
(注)種類別の合計と個人預金計が一致しないため、合計して100%にならないケースがある。

第3図

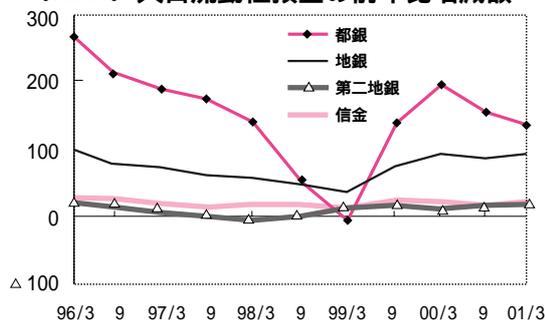
(百億円) 大口預金計の前年比増減額



(百億円) 大口定期性預金の前年比増減額



(百億円) 大口流動性預金の前年比増減額



地方公共団体の動向

ペイオフの凍結解除の影響を受けるのは、個人預金者だけではない。2001年3月の時点で、国内銀行に預けられている公金預金の残高は20兆円超であるが、このうち口座数ベースで15~35%、残高ベースで98%以上が大口預金として預けられているのである(第1表)。

ペイオフ凍結解除後は、公金預金についても保護されるのは元本1千万円とその利息に限定される。金融機関が破綻し公金預金が失われる

という事態に陥った場合には、公金の運用を担当している自治体職員に対して、住民が損害賠償責任を問うことも考えられるのである。

こうした問題に対して、総務省は、「地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会」を設置し、2001年3月にその成果をとりまとめた。ここでは、①金融機関について平常時からの経営状況把握とそのための体制整備の推進、②金融機関破綻時のペイオフ実施を念頭においた公金預金の保護策の検討、③損害が出た場合の補完的な公金保護策の構築の3点についての検討結果がまとめられている。

地方自治体の具体的な動きとしては、東京都や大阪府、横浜市等の10の自治体が2000年6月に「都府県市ペイオフ対応研究会」を立ち上げた。格付けや株価、自己資本比率等に基づいて金融機関の選別を行うこと、金融機関の破綻時に公金預金と地方債等の負債を相殺すること等について検討しており、2001年夏にも最終報告をまとめる予定である。この他、各地の地方自治体で、同様の検討が進められている。

ペイオフ対策は、大きく分けると、①ペイオフが実施される場合に、損害を最小限にとどめ

るための取り組みと、②ペイオフの危険を避けるための取り組みとがある。

①の例としては、公金預金と借入金の相殺がある。2000年11月にペイオフ対策研究会を発足させ対策を協議してきた松本市では、公金預金を保護するため、2002年4月までに以下の措置をとる方針をまとめた。

金融機関が破綻した場合に、公金預金と借入金の相殺や借入金を繰り上げ償還できるという約定を金融機関と締結したうえで、預金残高を地方債等の借り入れ残高以下にする。また、借入金のない一部の関連組織は、相殺が難しいため預金残高を必要最小限にする等である。

しかし、公金預金と借入金の相殺の可能性には疑問の声もある。公金預金の預け先金融機関の全てが地方債を引き受けているわけではないこと、地方公共団体だけに特別な対応がなされた場合、他の預金者からの反発を受ける可能性があること等が挙げられる。

こうした懸念があると、ペイオフを避けるための取り組みがより重要になるとみられる。既に一部の地方自治体は、①預金以外の商品への運用切り替え、②定期預金の短期化、③経営の健全度による銀行の選別等を行っている。

預金以外の金融商品への運用切り替えについては、札幌市が証券会社や銀行から価格競争入札で地方債を購入、福岡市が地方債の運用を開始、東京都が割引金融債や国債等の債券運用を試行的に開始する等の動きが伝えられている。定期預金の短期化については、一部の地方公共団体がペイオフ凍結解除予定の2002年4月をまたがないよう、定期預金の満期を3月までに設定しているとされる。しかしこれは、ペイオフ凍結解除後の様子見という意味合いが強く根本的な対策ではない。

第1表 公金預金の残高、口座数の構成比
(2001年3月末)

		(単位%)			
		都銀	地銀	第二地銀	信金
残高	300万円未満	0.5	0.4	0.5	0.5
	300～1千万円未満	0.3	0.8	0.9	1.1
	1千万円以上	99.2	98.8	98.6	98.4
	1千万円～1億円未満	4.0	12.3	15.4	19.0
	1～3億円未満	7.8	16.1	19.6	24.5
	3～10億円未満	9.9	19.3	21.7	27.0
	10億円以上	77.6	51.1	41.9	27.9
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0
口座数	300万円未満	81.3	70.5	77.4	56.1
	300～1千万円未満	3.8	6.5	4.4	8.6
	1千万円以上	14.7	22.9	17.6	34.8
	1千万円～1億円未満	9.1	16.0	12.6	24.7
	1～3億円未満	3.7	4.6	3.5	7.2
	3～10億円未満	1.2	1.7	1.1	2.4
	10億円以上	0.6	0.6	0.4	0.5
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0

安全に公金を運用するための取り組みとしては、東京都が機関投資家等をアドバイザーとして、利用する金融機関や金融商品の選定基準を定めることとしている。地方自治体にとっては、公金をいかに安全に運用するかが、今後大きな課題となろう。

金融機関の対応

一方、金融機関サイドでは、ペイオフへの懸念によって利用者が離れていかないよう対策を取り始めている。対策には、個別行で取り組むものと、業態として取り組むものがある。さらに、別の観点からは、ペイオフに至る事態を未然に防ぐもの、ペイオフが実施された場合に利用者の損害を少なくするもの、金利上乘せ等で利用者をつなぎとめるもの、預金保険の対象になる新商品の開発等に分けられる。

個別行の取り組みとしては、東日本銀が預入金額を1千万円とする2年物の大口定期預金の募集を2月から開始した。利息を別口座に振り込むことで、預入限度額を明確にしている。商品の申込を電話で受け付けることでコストを削減し、通常の2年物の定期預金よりも金利を上乗せしている。また、中央三井信託銀行では、定期預金や貸付信託等の残高合計が3千万以上の会員向けに、2年以上の定期預金の金利上乘せや遺言書の保管、不動産仲介手数料が安くなるサービスの提供を開始した。

このほか、都銀各行では住宅ローン債務を預金債権と相殺できる仕組みを導入している。また、興銀とあおぞら銀では、これまで預金保険制度の対象外だった個人向け金融債（1年物）でも保護対象になる新商品の発売を開始した。通常の金融債との違いは、現物の所有を認めず銀行の保護預かりとする、預金保険料を支払う

ため通常の金融債より利率が低いことである。住友信託銀行も、信託勘定で管理することで全額保護される投資信託の販売を開始した。

業態での取り組み例としては、信金中央金庫が信金の経営基盤を強化するための資本支援制度を導入した。また、全信組連も、個別信組の資本増強を支援している。第二地銀協会は、会員行に、ペイオフ凍結解除に向けた対応策を提示し、その中で小口預金による資金調達を増強し資金繰りを安定化させることが必要だとした。

第二地銀では、昨年の秋頃、地方公共団体の定期預金への支払を保証する「特定預金保証基金」構想が持ち上がった。これは、基金を利用する第二地銀が一定額を拠出すれば（出資とは別）、保証枠の限度内で、地方公共団体の定期預金（1年以内）のうち預金保険や清算でカバーされない部分について基金が支払いを保証するというものである。しかし、この構想は、地方公共団体の問題意識の減退や個人預金者の反発を招く等の反対もあり頓挫した。

金融機関にとっては、上述の通り、対策がモラルハザードを招く可能性も考慮する必要があるうえに、対策を宣伝しすぎると利用者の不安をあおりかねないという懸念もある。利用者の動向をみると、個人の大口預金については99年9月から翌年3月頃にかけて伸び悩む傾向がみられた。一方、地方公共団体のペイオフへの取り組みはようやく検討が始まった段階であり、本格的な取り組みが開始されると、個別金融機関の資金動向に大きな影響を与える可能性もある。今後、JAにおいても、地方公共団体の動きに注目しておく必要がある。

（重頭ユカリ）